

# フランスの所得税の構造(イメージ)

(2015年1月現在)

## 世帯単位課税 (N分N乗方式)

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

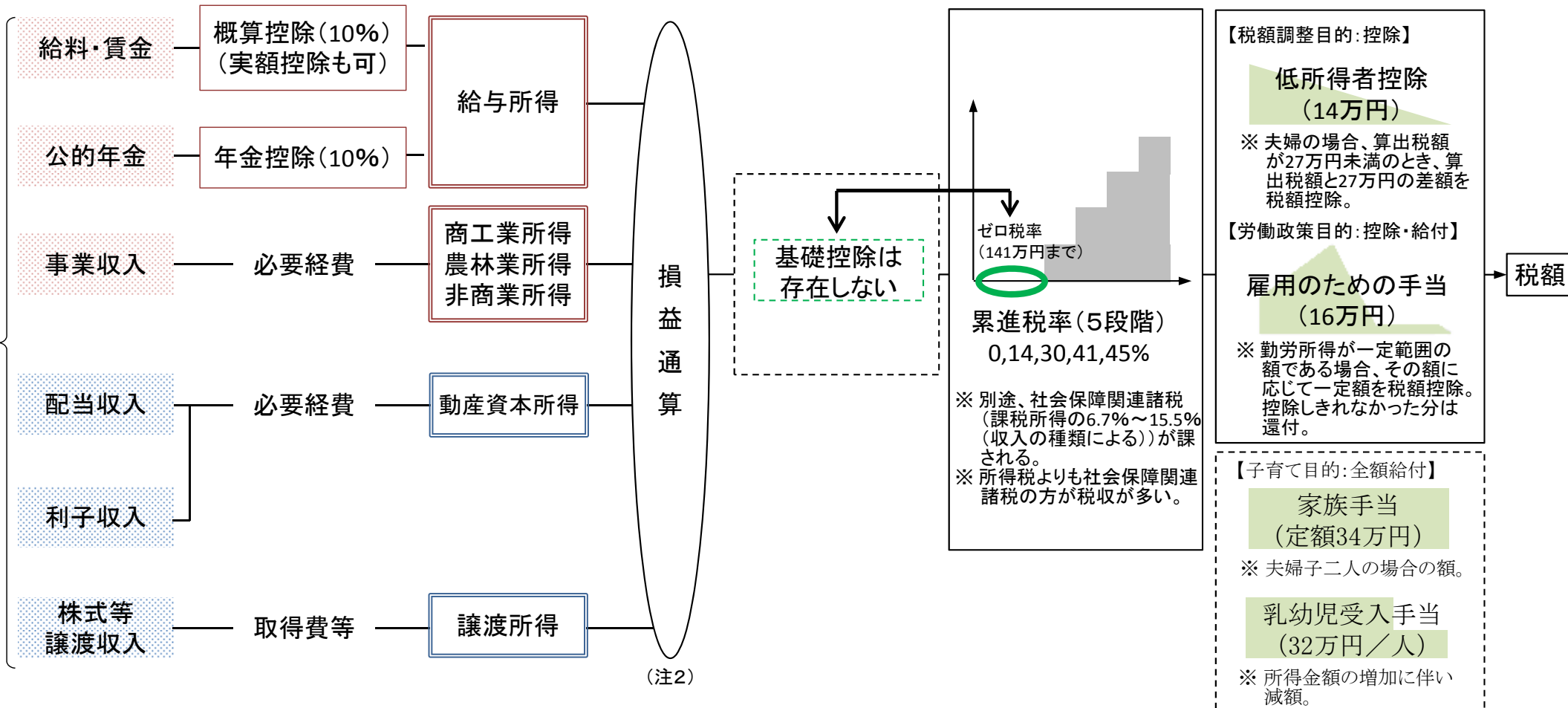
○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 労働政策目的の税額控除が存在(給付措置に統合予定)。

**主な収入の種類** (注1)    **所得計算上の控除**    **所得分類** (注1)    **損益通算**    **所得控除** (注3)    **税率構造** (注4)    **税額控除等**

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=145円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。  
 (注2) 農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。  
 (注3) 基礎控除はないが、課税所得9,690ユーロ(141万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税(N分N乗方式)を採っており、家族除数(N)の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女(原則として21歳未満)を有する場合には、子一人につき0.5(3人目以降は1)が家族除数(N)に加算される。  
 (注4) 別途、高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))が課される。

# カナダの所得税の構造(イメージ)

(2015年1月現在)

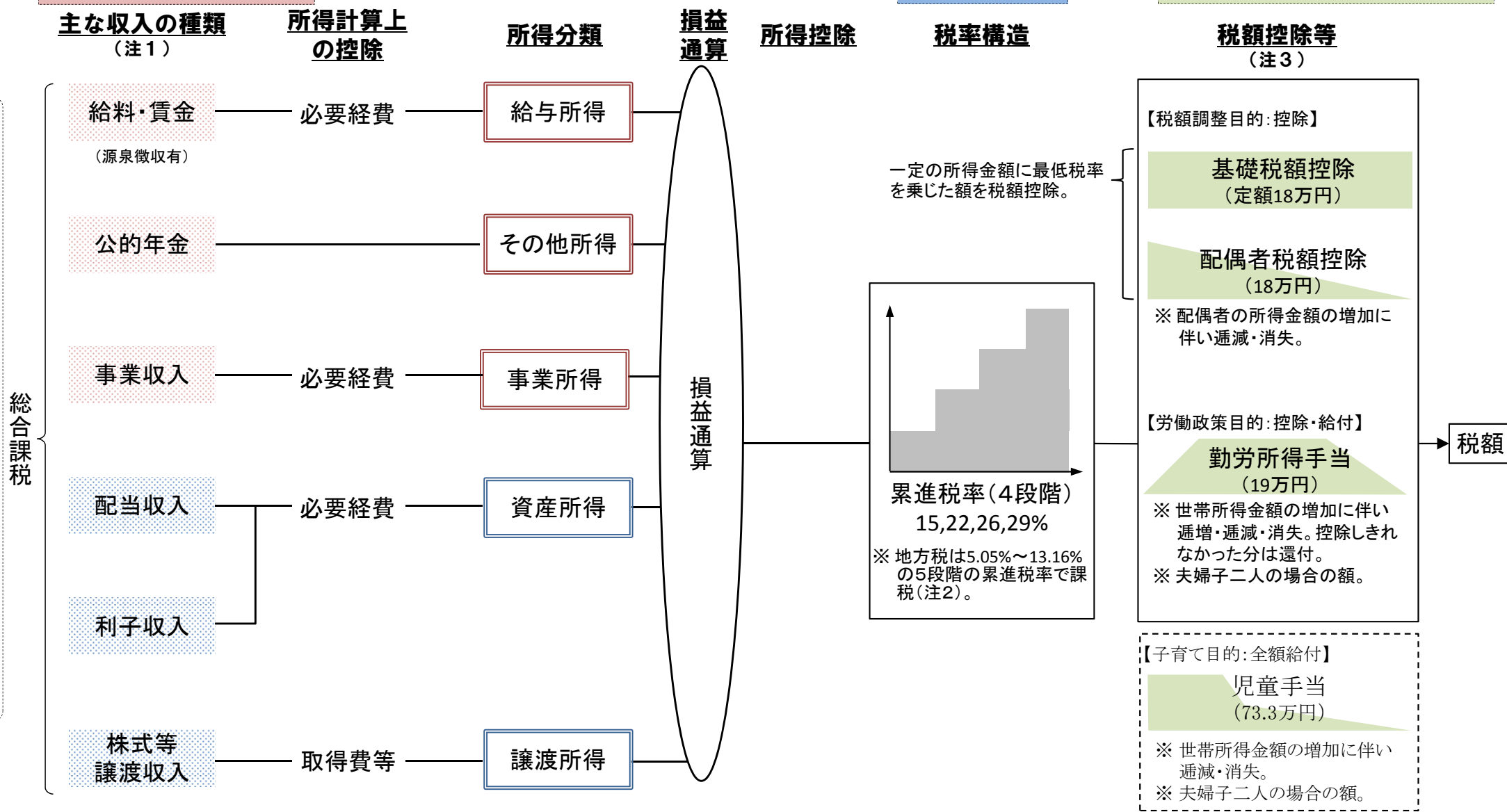
## 個人単位課税

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象



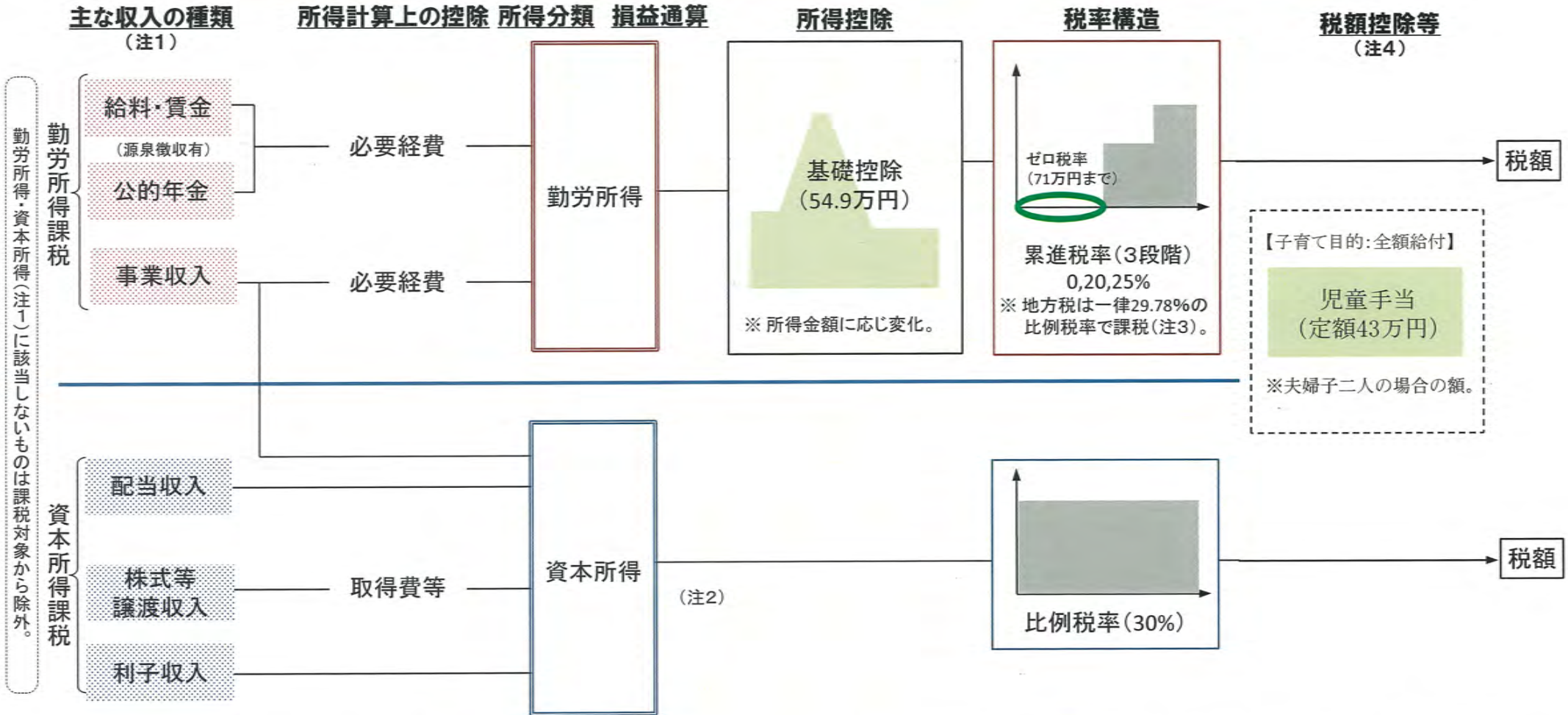
(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1カナダドル=103円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、その他所得に分類。  
 (注2) オンタリオ州の場合。  
 (注3) 基礎税額控除、配偶者税額控除、勤労所得手当、児童手当の他、勤労税額控除、年金所得税額控除、社会保険料税額控除等がある。

個人単位課税

スウェーデンの所得税の構造(イメージ)

(2015年1月現在)

- 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。
- 資本所得に対しては、勤労所得に係る最低税率とほぼ等しい比例税率で課税する二元的所得税を採用。
- 金融所得を含む資本所得は、比例税率で課税。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ=16円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。勤労所得・資本所得のいずれの所得分類にも当てはまらないものについては非課税。帰属家賃への課税については、1991年の二元的所得税導入時に廃止。  
 (注2) 資本所得の損失については、資本所得の間で損益通算可能(一定の制限あり)。  
 (注3) ストックホルム市の場合。なお、2015年における地方税率の全国平均は31.99%である。  
 (注4) 地方税額を控除額の上限とする勤労税額控除が存在。

# 個人単位課税

# オランダの所得税の構造(イメージ)

(2015年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象(ボックス1)。

○ 資本所得は、大口持分株式から生じる所得(ボックス2)、一定の資産から生じる「みなし所得」(ボックス3)がそれぞれ比例税率の対象。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

## 主な収入の種類 (注1)

## 所得計算上の控除

## 所得分類 損益通算 所得控除

## 税率構造

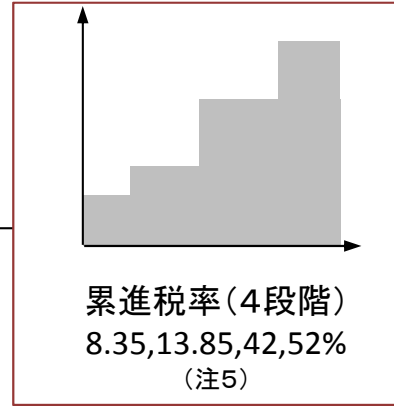
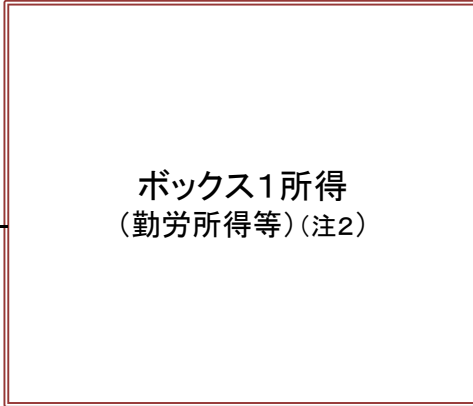
## 税額控除等 (注6)

勤労所得の3分類(注1)に該当しないものは課税対象から除外。

勤労所得課税

- 給料・賃金 (源泉徴収有)
- 公的年金
- 事業収入

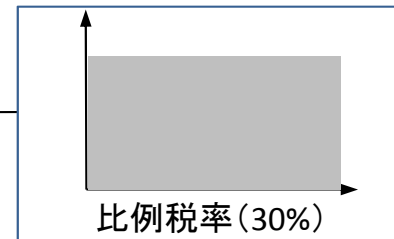
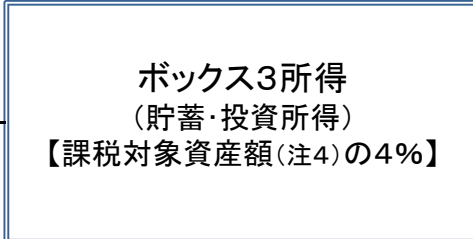
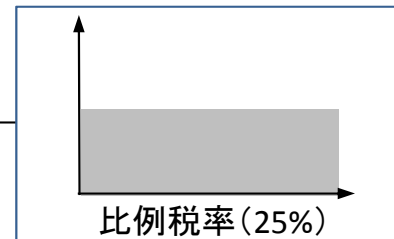
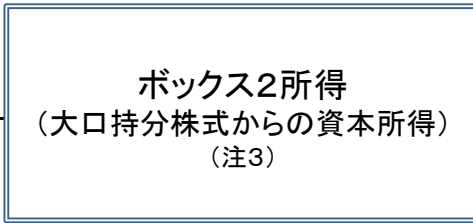
必要経費



資本所得課税

- 配当収入
- 株式等譲渡収入
- 利子収入

必要経費及び取得費



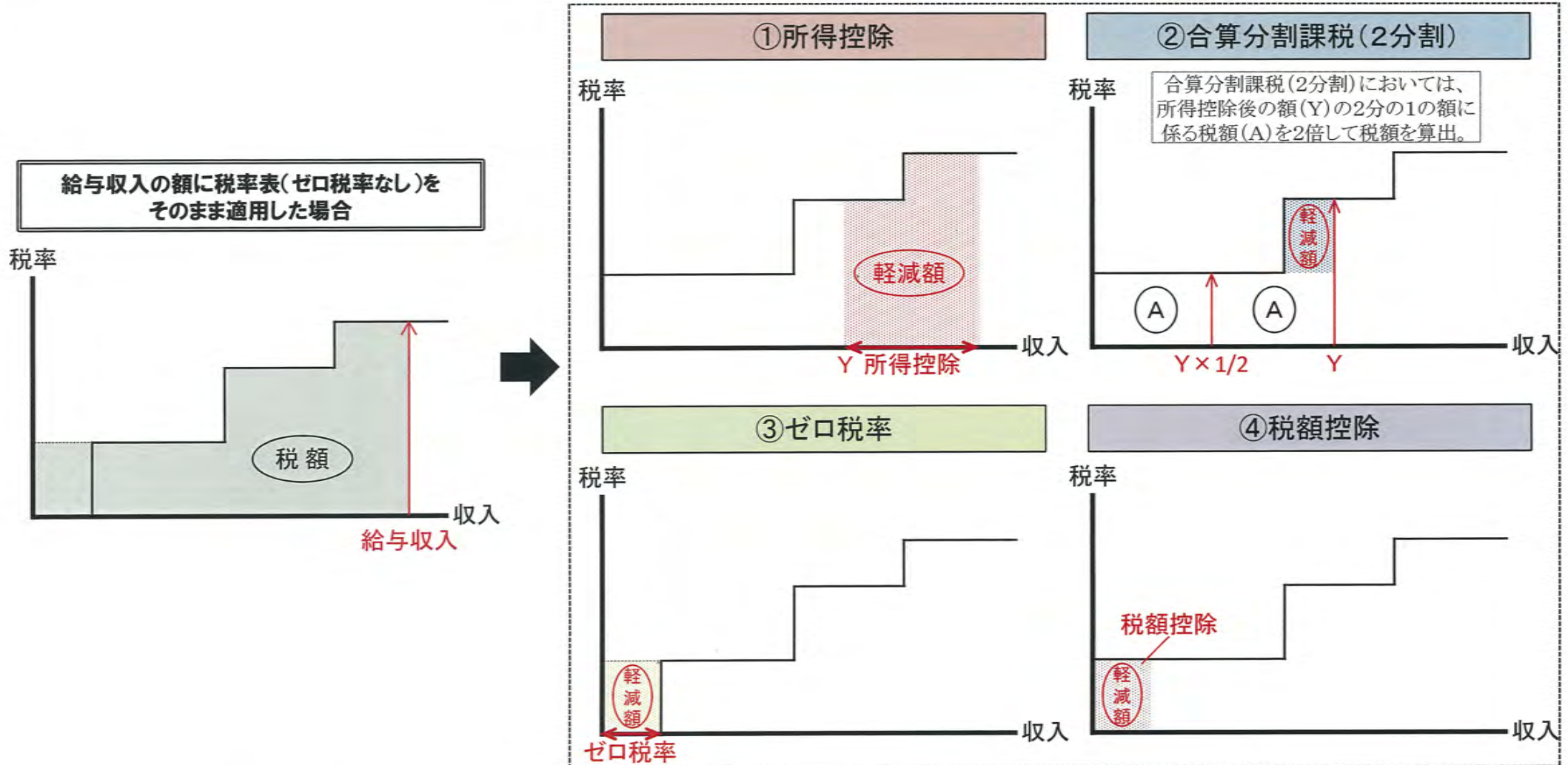
- 【税額調整目的: 控除】  
**基礎税額控除 (32万円)**  
※ 所得金額の増加に伴い通減。
- 【労働政策目的: 控除】  
**勤労税額控除 (32万円)**  
※ 所得金額の増加に伴い通増・通減。
- 所得依存複合税額控除 (31万円)**  
※ 一定の勤労所得を有し、かつ12歳未満の子を扶養する者が対象。  
※ 所得金額の増加に伴い通増。
- 【子育て目的: 全額給付】  
**児童手当 (定額11~16万円/人)**  
※ 子の年齢に応じ変化。

税額

(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=145円(裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護は課税、児童手当は非課税、失業手当は課税。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。3つのボックスいずれにも当てはまらないものについては非課税。  
 (注2) 帰属家賃については、ボックス1所得として課税(居住用住宅ローン支払利子を控除可能)。  
 (注3) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の持分。  
 (注4) 一定の保有資産(預貯金、居住用以外の土地・建物、大口持分株式以外の株式等)に係る純資産額(保有資産額から負債残高を控除したもの)から基礎控除21,330ユーロ(309万円)を控除したもの。保有資産額の算出には課税年度の1月1日時点の市場価格を使用。  
 (注5) オランダにおいては社会保険料も所得税と一体的に徴収されており、第1ブラケット及び第2ブラケットの所得については、所得税に加え、28.15%の社会保険料が課される。  
 (注6) 社会保険料と所得税の合計額が一体的に控除対象となる。

## 所得税における負担調整制度の効果(イメージ)

- 主要諸外国における所得税の負担調整制度としては、①所得控除、②合算分割課税、③ゼロ税率及び④税額控除が存在。
- 給与収入の額に税率表(ゼロ税率なし)をそのまま適用した場合の税負担額と比較すると、①～④の諸制度によって税負担額が調整されることとなるが、どの制度を用いて税負担を調整することとしているかは各国によって異なる。



(注)「②合算分割課税」と「③ゼロ税率」が両方適用される場合、「②合算分割課税」にゼロ税率の影響が一部含まれる点に留意。